

グローバル・コモنزと森林再生 —米国における法案Trillion Trees Act（一兆本法）を巡って

大塚生美（森林総合研究所東北支所）

人為による地球規模の環境問題が疑う余地の無い今日、ローカル・コモنزと同じくグローバル・コモنزとしての活動が広がりを見せている。ローカル・コモنزは、日本の入会地に代表されるように集団で所有・管理している土地などを指し、一定のルールの下、その利用は権利者に限定されることが多い。一方のグローバル・コモنزは、大気や土地、海といった地球を構成している自然環境や、電波といった人工的かつ地球上の人類の暮らしに必要な環境も含まれる。どちらも生存権がその基底にある。本稿では、グローバル・コモنزの延長にみえる米国の森林再生に向けた法案Trillion Trees Actが米国内で議論が分かれていることから、法案を巡る動きを概観し、若干の考察を加えたい。

ところで、米国における民有林の上位法は日本の森林法や森林・林業基本法と同様の連邦による上位法は存在せず、州法に依っている。連邦法で規定されるのは連邦有林である。森林再生の法制度としては、民有林では1929年にオレゴン州で制定されたオレゴン森林再生税法が早く、連邦有林では1974年の森林よび牧草地再生可能資源計画法になる。いずれも大規模伐採による木材資源の枯渇への対応であった。法案Trillion Tree Actは連邦法として連邦有林、民有林のどちらも含み、木材資源の枯渇への対応以上に地球環境問題への対応の意味が大きい。

そもそもTrillion Treesを標語に持つ1兆本の木プロジェクトは、Plant-for-the-Planetとして、2018年にモナコのエコ事業を展開するPlant Aheadで開始された。Trillion Treesの標語はダボスで開催された2020年の世界経済フォーラム（World Economic Forum, WEF）において、国連環境計画 United Nations Environment Programme, UNEP）と国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations: , FAO）が主導した国連生態系回復の10年（2020～ 2030年）を支援するために政府、企業、市民社会が参加するTrillion Tree initiative platformの創設によって一気に盛り上がりを見せた。その理念と活動は1977年のアフリカにおける植林活動、いわゆるグリーンベルト運動に遡ることができる。ちなみに2020年の世界経済フォーラムに参加したトランプ前大統領によって、米国政府がイニシアチブにコミットするとされている。世界規模の環境NGOであるBirdLife International、Wildlife Conservation Society、WWF（World Wide Fund for Nature, 世界自然保護基金）の3つの団体も共同で、Trillion Treeと題するホームページを開設している。そこでは60カ国以上の森林の保全、回復力を結集し、森林のポジティブな力を緊急にスピードアップ、スケールアップするとともに人、自然、安定した気候に向け、2050年までに1兆本

の木を保護し、回復することを約束するとしている。

さて、法案Trillion Trees Actは2021年4月に米国国会内の下院農業委員会の保全・林業小委員会に提出された。法案は温室効果ガスの削減のため、米国内外の樹木や森林で炭素を貯蔵することを目的とし、植林などの土地管理要件等が盛り込まれている。たとえば、USDA (United States Department of Agriculture, 米国農務省) に対しては、2100年1月1日までの森林炭素貯蔵量の目標値を掲げることが含まれている。公有地や私有地では森林再生の取り組みに関連する活動のためのTrillion Trees Challenge Fundの設立と資金提供にも言及している。また、今日の苗木不足に対し、苗床への資金提供や研究開発にもふれている。さらにバイオ炭や地球環境に配慮した建築、生化学的およびバイオプラスチック製品、およびバイオマスエネルギーに関連するさまざまな脱炭素に向けた研究または商品開発のための市場インセンティブも提供するとしている。現在、102人の議員の賛同を得て、30以上の利害関係者団体によって支持される超党派の法案とされる。Trillion Treesの根拠は世界中で1兆本の木を復元すると205ギガトンの炭素が貯蔵されることとなり、これは現在大気中にある人工排出物の3分の2に相当するという。法案Trillion Trees Actへの賛同者は持続可能で責任ある林地経営はESG投資基準を満たしているとして、ESG投資額がCOVID-19の中でS&P500を上回ったこともあげている。

一方、法案Trillion Trees Actに懸念や危惧を持つ者は、たとえば1985年発足の米国最初とされる林業団体American Forestsからは法案Trillion Trees Actに対して、多くの重要な森林を通じた気候対策と資金調達分野に触れており、この法案以前に導入された類似の法案から著しい改善が盛り込まれているが、重要な点で大幅に不足しているという。具体的にはTrillion Trees Actに基づく温室効果ガス排出量の削減のためのプログラムは、一部の地域への提供にとどまることが予想される点にあり、法案は完全ではないという。また、投資家や産業界の中の反対派は、①Trillion Trees Actが無くても再生可能資源を育成する林地経営はESG投資基準を満たしていること、②火災や天候等の自然災害リスクは今後も続くため、林地経営ではこれまで以上にリスクへの対策を講じて、不足する木材供給を満たすために資源再生がビジネスのベースにあること、③COVID-19で影響を受けた木材市場が一部の地域でバランスを取り始め、負債を削減しつつある今、政策や法律が森林の供給に予期せぬ影響（コストリスク）を与えかねないことが危惧されること、等をあげている。

以上、簡単ではあるが米国における法案Trillion Trees Actを巡る動きから、若干の考察を試みたい。まず、いずれの立場も否定できない主張が含まれていることに気づく。森林への注目は、大きく枯渇資源に対して再生可能資源であること、今日では炭素の吸収源となることにある。このため、たとえば木質バイオマス由来の発電事業等も環境問題への解決の一つとされる側面もある。しかしながら、ふと、法案Trillion Trees Actを巡る主張から、環境問題対策のフロンティアの終焉はどこにあるのか、ということも考えさせられた。1980年代に登場したThink globally, Act Locallyという標語は、今日のSDGsと同様に環境問題とともに学び、目にすることが多かった。だが、

法案Trillion Trees Actを自ら修正するとすれば、地域で考え、世界に向けて行動するThink Locally, Act globallyのアプローチも必要に感じた。今、暮らし方とともに地域が持つ潜在性を再検討し、環境・経済・社会の相互関係や人と自然の関係の再構築等の実践が可能な段階にあるのではないだろうか。